

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

Table with 15 columns: Management Code, Request Item, Law, Current Status, Request Content, Specific Content, Category, Content, Response, Review Request, Reviewer's Opinion, Review Status, Review Content, Response, Project Name, Request No., Requester, Prefecture, Request Date, Institution Name.

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の審議	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者は刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることと評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	各種資格試験においては、それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって、商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識について、行政書士試験において司法書士試験程度の知識を問う出題がされている状況にあるとはいえない。すなわち、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要な知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなつてはと考えられない。また、司法書士試験で要求されている商業登記法合格者手続法令に関する知識を研修等で補えるとする点については、司法書士試験に合格できるだけの内容の研修を実施したとしても、その能力が身に付いているかどうかを判断せざるを得ないところ、このようなことはまさしく司法書士試験の合格によって判断されるべきである。			個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者は刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に限って、付随業務として商業・法人登記業務を認容しても可い。 具体的内容については行政書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができるから。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることと評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I			個人	広島県	法務省		
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者は刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることと評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるに当たっては、国民の利便性という点のみで判断すべきものでなく、国民の権利・義務の保全の観点も考慮すべきものと考えられる。このような観点からすれば、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要な知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなつてはと考えられない。したがって、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることと評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当でなく、段階的であっても開放することは認められない。			個人	広島県	法務省	
0520070	カジノ実現に必要な法整備	刑法第185条、第186条	刑法第185条、第186条		西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。 具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の1法令又は正当な業務による行為を罰しないを根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。 今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと埋立地等の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。 提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ/施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあつてのことから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	C	-	刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から除外することはできない。 カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府庁においてカジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該府庁との協議に応じる用意はある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	-	賭博行為等を処罰することとされているのは、賭博行為が勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとする他人と競争するものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、さらには副次的な犯罪を誘発し、又は国民経済の機能に重大な障害を及ぼす恐れがあるためと理解している。その観点からすると、今回提案しているカジノは、外国人観光客に限定したものであり、内国人に対する刑法処罰目的は当てはまらないのではないかと考えている。 また本提案は刑法の規制緩和ではなく、同法35条を根拠にした添付資料の特別法(案)によるカジノ提案であり、その可能性についても検討をお願いしたい。			個人	佐世保市、長崎市、藤原市、大村市、西海市、端野市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会	警察庁 総務省 法務省 国土交通省	
0520080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者は刑罰が科される。		この不況下においては、起業家の多様なニーズに迅速に対応する制度が必要です。行政書士は、会社の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。もし月間において、法務省は、「行政書士が登記をすることで生じる国民の不利益」について、下記の2点を挙げています。 1. 誤った登記がされ、商号又は会社等に係る信用が損なわれる不利益 2. 登記申請の円滑な処理が阻害されることによる不利益 しかし、1については、そもそも誤った登記がなされる事自体が無いものといえます。なぜなら、そもそも登記申請書はA4の紙たった1枚で、かつ定型の書類であり、間違えた登記申請がされる可能性自体が極端に低いものだからです。 また、1.申請書に軽微な誤記があつた場合であっても、登記申請の際には、その登記の原因になった定款や議事録を添付することになっておりますので、実際に誤った登記がなされることはありませぬ。 次に、2の理由については、私は、むしろ行政書士が登記申請を行う事こそが、登記事務の円滑な処理に資するものと考えています。 なぜなら、登記の原因となつて定款や議事録を作成した行政書士本人が、法務局に赴いて登記申請するため、申請に関連して法務局から質問があつた場合などについて、その場で適切かつ迅速に回答することができ、全体として法務局の適正な登記に資することになるからです。 また、実際に行政書士が登記申請代理を行うことになれば、むしろ登記申請を行う受け皿が増えることとなりますので、法務局の職員の手間が大きく省け、行政コストの削減にもつながります。	1. 現在、公認会計士に無試験で認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。 2. 登記申請の円滑な処理が阻害されることによる不利益 3. 効果に疑義があるなら、特区にて試験的に実施して頂きたい。 4. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることと評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I			個人	滋賀県	法務省				

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁				
0520090	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表部分(二)に係る部分に掲げる活動を含めることとする。	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定されて在留する者と同様とし、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同様とし、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居するものに限る。)に在留資格をもって在留を許可している。		成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設けている。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短縮するために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応策を求めようとする。	C	I・III	前回もみじ月間で回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであること。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受け入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。なお、本邦において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や、高齢、病氣治療等特別な事情が認められる者については、現在も個別の判断により在留を認めているところである。	政府が設置した「高度人材受入推進会議」の報告書(H21.5)によれば、経済成長や雇用創出に必要な不可欠な人材として、研究者、技術者だけでなく、経営幹部なども範囲に含む、グローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。現在、「特に高度な研究者・情報処理技術者」の在留資格の場合、長期間の親の在留資格が認められることとなっているが、「高度人材受入推進会議」の提言の趣旨に鑑み、成長産業であり、資本金1億円以上の本社設置外資系企業に勤務する「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親(以下、「親」という)に対して、新たに追加するよう、高度人材の範囲、対象の見直しを検討したい。	C	I・III	前回回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであること。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受け入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。なお、本邦において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や、高齢、病氣治療等特別な事情が認められる者など必要な高い場合には、現在も個別の判断により在留を認めているところである。									警察庁 法務省 厚生労働省	
0520100	外国人の日本における経済活動の拡大	外国人登録法第20条、外国人登録法第8条	外国人の居住地の変更については、外国人登録法に基づく手続であるが、当該手続の事務は法定受託事務として市区町村が処理することとなっている。在留資格の変更については、在留中の外国人がその在留目的の活動を改めて新たに活動を行うとして在留資格の取得を希望する場合に法務大臣が許可するものであるが、在留資格制度の本旨に照らし、その新たに行おうとする活動が在留資格に該当することが許可の前提であり、原則として上陸許可基準に適合することが求められる。また、留學生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合には、従来最長180日間の滞在を認めてきたが、本年4月より、1回の在留期間の更新を認め、最長1年間の滞在を認める取り扱いとしているところである。		外国人の住所変更・各種申請の簡易化 外国人の地方自治体参加権の付与 外国人の経済活動の柔軟化 留學生の就職活動の拡大	■提案理由)アジアの窓口である福岡地区での、外国人が働きやすく、移住しやすい環境を整えることで、経済活動の活性化を目指す。 ■内容)外国人の住所変更・各種手続を日本人同様に出発する、各出張所に入国管理局審判担当を常駐させ簡易化を図る。また、在留条件を満たす外国人を経済人として、地方自治体参加権を与える。日本国で就学し学位を得た外国人に関しては、日本人同様、起業・経済活動等に貢献できるよう、認める。 また、現在規定されている留學生の就職活動についても許すの採用環境等も働きやすくなるよう、地方自治体との連携を図る。 ■効果)アジアでの国境ポータルを模範とする。外国人の生活環境を整え、各種手続を簡易化することで、各現場での外国人の活躍の場が広がる。	D	—	外国人の居住地変更については、日本人同様、市区町村で手続きすることとなる。他方、各種手続の意味が明らかでないが、市区町村が提供する行政サービスに係る手続であれば、同様に、市区町村で手続きするものと承知している。また、日本国で就学し学位を得た外国人の在留資格の変更については、原則として、その新たにしようとする活動が在留資格に適合しているが、在留資格に該当し、法務省令で定める上陸許可基準に適合していれば、認められることとする。さらに、留學生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合の取扱いについては、本年4月より最長1年間の滞在を認める取扱としている。(参考)http://www.moj.go.jp/nyukan/nyukan84.html	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	D	—	まず、再検討要請の提案主体からのご意見中「全国62箇所の窓口」とされているのは、全国に62か所ある出張所のことと思われるが、現在の出張所の配置については、政府が推進している行政改革の一環として、平成11年4月に中央省庁等改革推進本部により決定された「中央省庁等改革の推進に関する方針」に「地方入国管理局出張所の(略)縮減を図る」という方針が盛り込まれ、出張所の整理統合が政府として実現しなければならぬ施策であることが明記されたことを受け、法務省において上記方針に基づき、業務を効率化させ、ひいては行政サービスの向上を図るとの方針で出張所の整理統合を行ってきた結果、全国62箇所の出張所の配置となったものであり、これを増やすことは困難である。なお、出張所の整理統合に当たっては、海港区域内に配置していたものを、在留外国人が多数居住する都市部に再配置するなどし、又、在留期間更新許可申請等に当たっては、申請人の受け入れ機関の職員等が代理申請を行うことを認めるなど外国人の利便性に配慮している。さらに、外国人登録の手続きを行う市区町村においては、開庁時間等に関する規則等が定められており、土曜日、日曜日の開庁や夜間の開庁を実施している事例もあると承知している。また、在留期間更新許可申請等の窓口は、出張所だけに限られるものではなく、地方入国管理局及び支庁においても手続きを行うことが可能である。次に、起業に関するご意見については、大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる。優れた起業・経営能力を有する留學生については、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金並びに店舗又は事務所が確保されており、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとされており、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することが可能となっている。								株式会社 ソニー グループ シャープ キヤノン ネット	東京都	法務省 内閣府
0520110	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について	—	—		現行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO法人は活動資金の大半を寄付で賄っており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求める。	【具体的な実施内容】 NPO法人から株式会社への組織変更の容認 【現状の課題】 NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。 【期待される効果】 NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる	—	—	要望事項にかかる根拠法令として会社法第743条から第747条までが挙げられているが、会社法第743条は、会社法上の「会社」(会社法第2条第1号)が会社法上の他の種類の「会社」に組織変更する場合の規律であり、会社法上の「会社」には当たらないNPO法人が会社法上の「会社」に組織変更する場合の規律ではない。NPO法人を規律する法律は特定非営利活動促進法であるから、要望事項については同法において対応を検討することが必要な事項であり、会社法にNPO法人に関する規律を設けることはできない。なお、会社法上の「会社」以外の法人(例えば、保険業法上の相互会社)が会社法上の「会社」に組織変更する場合には、当該法人の設立根拠法(上記の例であれば、保険業法)において会社法上の「会社」への組織変更手続が定められており、会社法には一切規定が置かれていない。	—	—	まず、再検討要請の提案主体からのご意見中「全国62箇所の窓口」とされているのは、全国に62か所ある出張所のことと思われるが、現在の出張所の配置については、政府が推進している行政改革の一環として、平成11年4月に中央省庁等改革推進本部により決定された「中央省庁等改革の推進に関する方針」に「地方入国管理局出張所の(略)縮減を図る」という方針が盛り込まれ、出張所の整理統合が政府として実現しなければならぬ施策であることが明記されたことを受け、法務省において上記方針に基づき、業務を効率化させ、ひいては行政サービスの向上を図るとの方針で出張所の整理統合を行ってきた結果、全国62箇所の出張所の配置となったものであり、これを増やすことは困難である。なお、出張所の整理統合に当たっては、海港区域内に配置していたものを、在留外国人が多数居住する都市部に再配置するなどし、又、在留期間更新許可申請等に当たっては、申請人の受け入れ機関の職員等が代理申請を行うことを認めるなど外国人の利便性に配慮している。さらに、外国人登録の手続きを行う市区町村においては、開庁時間等に関する規則等が定められており、土曜日、日曜日の開庁や夜間の開庁を実施している事例もあると承知している。また、在留期間更新許可申請等の窓口は、出張所だけに限られるものではなく、地方入国管理局及び支庁においても手続きを行うことが可能である。次に、起業に関するご意見については、大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる。優れた起業・経営能力を有する留學生については、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金並びに店舗又は事務所が確保されており、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとされており、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することが可能となっている。						株式会社 ソニー グループ シャープ キヤノン ネット	東京都	法務省 内閣府			
0520120	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。		再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合は、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由: 播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻りに再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 再入国許可全体について、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討中とのことであったが、申請に基づいて再入国許可の有効期間の延長を可能とすることで、研究者の負担を軽減していただきたい。	D	I	第171回国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、再入国許可の有効期間が最長3年である当該規定を改正し、再入国許可の有効期間については、最長5年を超えない範囲内で定めることができることとしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	D	I	前回回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、日本文化にはない思考・感性に基づく一定水準以上の能力を活用し、就労時間の制約なしに積極的な社会参加ができる道を開くために、英語学校等の講師採用基準(英検準一級、TOEIC800点以上、TOEFL300点以上)などを活用して、現状の学歴要件に替わる客観的な評価体制の整備をお願いしたい。							兵庫 県、た つの 市、上 郡町、 佐用町	法務省		
0520130	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。また、外国人が母国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。		「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(5年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。 外国人研究者の配偶者においても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由: 播磨科学公園都市では外国人研究者が特別措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいて、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受け入れ環境の向上を図りたい。	C	III	前回もみじ月間で回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いかなる単独労働者については受け入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識を有するか否かを審査するために設けられており、その緩和は困難である。なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が大学を卒業している場合には実務経験年数は求めないが、資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、社会活動に参加することは可能となっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	III	前回回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いかなる単独労働者については受け入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識を有するか否かを審査するために設けられている。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験があれば認められており、更なる緩和は困難である。						兵庫 県、た つの 市、上 郡町、 佐用町	法務省 厚生労働省			